

岩手県告示第 846 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 盛岡横手線

（2）供用開始の区間 盛岡市盛岡駅前北通 114 番 54 地先から新田町 102 番 5 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 12 月 14 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 12 月 14 日から平成 20 年 1 月 14 日まで

2（1）路線名 北上水沢線

（2）供用開始の区間 胆沢郡金ヶ崎町西根掛越 55 番 1 地先から森山 7 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 12 月 14 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 12 月 14 日から平成 20 年 1 月 14 日まで